

新たな力で躍動するまち



# くらて

CONTENTS ~主な内容~ ●町職員の給与公表……2  
~4 ●まちの話題・すくすく日記……5 ●ひろば・広報  
ぎやらりー……6 ●ほん大好き……7 ●桃田言語  
聴覚士の調子はいかが?……8 ●国保のそここちが知りたい……9  
●いきいき健康だより……10 ●くらしの情報……11~15 ●缶詰を使って簡単クッキング♪・3  
月のカレンダー……16

## 新型コロナウイルス

## ワクチン接種の準備進む

65歳以上の人から接種券を発送します  
3月下旬より発送予定



白色の封筒で発送します

現在、町では4月以降の「新型コロナウイルスワクチン接種」に向けた準備を進めています。65歳以上の人から接種券を発送します。発送時期は、3月下旬を予定しています。

上記の見本のような白色の封筒に、接種券を同封していますので大切に保管してください。

詳細は12ページに掲載しています。

3 March  
2021  
No.735



鞍手町公式 LINE では、町の便利な情報や新型コロナウイルスワクチン接種等の最新情報を随時配信しています。ぜひご登録をお願いします。



# 公表します 鞍手町職員の

# 給与

町民一人ひとりが安心して暮らせるよう町ではいろいろな仕事をしています。それらを担う町職員の給与は、条例や規則などの決まりに基づいて支給されています。基ついて支給されていきます。主な内容について次のとおり公表します。

## ① 人件費の状況 (令和元年度普通会計決算)

| 住民基本台帳人口<br>(令和2年1月1日現在) | 歳出額<br>(A)        | 実質収支         | 人件費<br>(B)        | 人件費率<br>(B/A) |
|--------------------------|-------------------|--------------|-------------------|---------------|
| 15,853 人                 | 77 億 5,262 万 9 千円 | 4,690 万 1 千円 | 11 億 1,307 万 2 千円 | 14.4%         |

人件費には、特別職に支給される給与や報酬などが含まれています。

## ② 職員給与費の状況 (令和元年度普通会計決算)

| 職員数<br>(A) | 給 与 費            |         |                  |               | 1人当たりの<br>給与費<br>(B/A) |
|------------|------------------|---------|------------------|---------------|------------------------|
|            | 給料               | 職員手当    | 期末・勤勉手当          | 計 (B)         |                        |
| 111 人      | 4 億 4,320 万 4 千円 | 7,628 万 | 1 億 8,150 万 4 千円 | 7 億 98 万 8 千円 | 631 万 5 千円             |

- 1) 職員手当には、退職手当は含まれていません。
- 2) 職員数は、平成31年4月1日現在の普通会計の人数です。

## ③ 職員の平均給料月額と平均年齢の状況 (令和2年4月1日現在)

| 区 分 | 一般行政職        |              |        | 技能労務職  |        |      |
|-----|--------------|--------------|--------|--------|--------|------|
|     | 平均給料月額       | 平均給与月額       | 平均年齢   | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
| 鞍手町 | 31 万 2,320 円 | 37 万 3,791 円 | 44.3 歳 | *      | *      | *    |

- 1) 一般行政職とは、行政職の職員のうち、税務職と保健師職の職員を除いたものです。
- 2) 平均給料月額とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 3) 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる諸手当の額を合計したものであり、国家公務員の給与に準じて計算したものです。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人の場合は、個人の特定を避けるため、「\*」で表示しています。

## ④ 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

| 区 分 | 一般行政職        |            | 技能労務職        |
|-----|--------------|------------|--------------|
|     | 大学卒          | 高校卒        | 高校卒          |
| 鞍手町 | 17 万 1,700 円 | 15 万 600 円 | 14 万 7,900 円 |
| 国   | 18 万 2,200 円 | 15 万 600 円 |              |

国の大学卒初任給は、大学卒業程度試験適用の場合です。

## ⑤ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和2年4月1日現在)

| 区 分                | 一般行政職        |              | 技能労務職                                  |
|--------------------|--------------|--------------|--|
|                    | 大学卒          | 高校卒          | 高校卒                                    |
| 経験年数 10 年以上 15 年未満 | 24 万 7,900 円 | 21 万 7,033 円 | 10 年以上 30 年未満の<br>高校卒の技能労務職員<br>は該当者なし |
| 経験年数 15 年以上 20 年未満 | 29 万 9,044 円 | 28 万 3,100 円 |  |
| 経験年数 20 年以上 25 年未満 | 33 万 7,179 円 | 31 万 7,217 円 |  |
| 経験年数 25 年以上 30 年未満 | 37 万 8,300 円 | 35 万 3,222 円 |  |

- 1) 経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間などに勤務した経歴がある場合は、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。
- 2) 令和2年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

## ⑥ 期末・勤勉手当の状況

| 区 分 |      | 平成31年度支給割合 |          |         | 令和2年度支給割合 |         |         |
|-----|------|------------|----------|---------|-----------|---------|---------|
|     |      | 6月         | 12月      | 計       | 6月        | 12月     | 計       |
| 鞍手町 | 期末手当 | 1.30 月分    | 1.30 月分  | 2.60 月分 | 1.30 月分   | 1.25 月分 | 2.55 月分 |
|     | 勤勉手当 | 0.925 月分   | 0.975 月分 | 1.90 月分 | 0.95 月分   | 0.95 月分 | 1.90 月分 |
| 国   | 期末手当 | 1.30 月分    | 1.30 月分  | 2.60 月分 | 1.30 月分   | 1.25 月分 | 2.55 月分 |
|     | 勤勉手当 | 0.925 月分   | 0.975 月分 | 1.90 月分 | 0.95 月分   | 0.95 月分 | 1.90 月分 |

## ⑦退職手当の状況 (令和2年4月1日現在)

| 区 分 |       | 勤続20年       | 勤続25年      | 勤続35年     | 最高限度     | 1人当たり平均支給額 |
|-----|-------|-------------|------------|-----------|----------|------------|
| 鞍手町 | 自己都合  | 19.6695月分   | 28.0395月分  | 39.7575月分 | 47.709月分 | 1,996万円    |
|     | 勸奨・定年 | 24.586875月分 | 33.27075月分 | 47.709月分  | 47.709月分 |            |
| 国   | 自己都合  | 19.6695月分   | 28.0395月分  | 39.7575月分 | 47.709月分 |            |
|     | 勸奨・定年 | 24.586875月分 | 33.27075月分 | 47.709月分  | 47.709月分 |            |

1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された金額です。

## ⑧その他の手当の状況 (令和2年4月1日現在)

| 手当の名称   | 内 容  | 1人当たり平均支給年額 | 手当の名称 | 内 容   | 国の制度との異同 |
|---------|--|-------------|-------|---|----------|
| 地域手当    | 平成21年度より廃止   | 0円          | 扶養手当  | 配偶者6,500円、子1万円<br>その他の扶養親族は1人につき6,500円                          | 同        |
| 特殊勤務手当  | 危険・困難などに指定した業務に従事する職員に支給。伝染病防疫作業手当、行旅病人および死亡人取扱作業手当、し尿処理場作業手当がある | 0円          | 住居手当  | 借家・借間などの居住にかかる費用を負担している職員に月額2万7,000円を限度に支給                      | 異        |
| 時間外勤務手当 | 正規の勤務時間外に勤務した職員に支給   | 36万9,265円   | 通勤手当  | 最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路・方法により算出した額(例:2キロ以上5キロ未満の自家用車使用月額2,000円) | 同        |

1人当たり平均支給年額は、令和元年度に支給された金額です。

## ⑨特別職の報酬などの状況 (令和2年4月1日現在)

| 区 分     | 給 料   |      |           | 報 酬       |           |           |
|---------|---|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|         | 町 長   | 副町長  | 教育長       | 議 長       | 副議長       | 議 員       |
| 報酬などの月額 | 69万8,000円   | 61万円 | 55万8,000円 | 30万8,000円 | 25万8,000円 | 24万3,000円 |
| 期末手当    | (平成31年度支給割合) 6月期…1.30月分、12月期…1.30月分、計…2.60月分<br>(令和2年度支給割合) 6月期…1.30月分、12月期…1.25月分、計…2.55月分 |      |           |           |           |           |

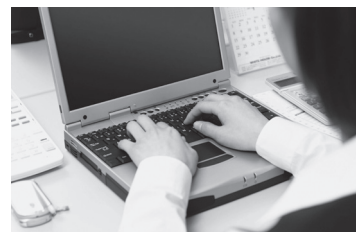
平成23年4月に特別職の報酬の改定を行いました。

令和2年4月1日現在、副町長は不在です。

## ⑩部門別職員数の増減状況 (令和2年4月1日現在)

| 区 分        | 部 門    | 一般行政 (福祉関係を除く) |    |    |    |    |    |    | 福祉関係 |    |    | 一般行政計 |    |
|------------|--------|----------------|----|----|----|----|----|----|------|----|----|-------|----|
|            |        | 議会             | 総務 | 税務 | 労働 | 農水 | 商工 | 土木 | 小計   | 民生 | 衛生 |       | 小計 |
| 職員数<br>(人) | 平成31年  | 3              | 32 | 9  | 0  | 5  | 3  | 12 | 64   | 26 | 8  | 34    | 98 |
|            | 令和2年   | 3              | 32 | 9  | 0  | 5  | 2  | 13 | 64   | 26 | 9  | 35    | 99 |
|            | 対前年増減数 |                |    |    |    |    |    | △1 | 1    |    |    | 1     | 1  |

| 区 分        | 部 門    | 特別行政 |    | 公営企業など |     |     |    | 総合計 |
|------------|--------|------|----|--------|-----|-----|----|-----|
|            |        | 教育   | 小計 | 水道     | 下水道 | その他 | 小計 |     |
| 職員数<br>(人) | 平成31年  | 13   | 13 | 7      | 4   | 14  | 25 | 136 |
|            | 令和2年   | 13   | 13 | 7      | 4   | 15  | 26 | 138 |
|            | 対前年増減数 |      |    |        |     | 1   | 1  | 2   |



## ⑪一般行政職の級別職員数状況 (令和2年4月1日現在)

| 区分       | 1級   | 2級   | 3級    | 4級          | 5級   | 6級   | 7級   | 計    |
|----------|------|------|-------|-------------|------|------|------|------|
| 標準的な職務内容 | 主事   | 主任主事 | 主査    | 次長・係長<br>主幹 | 課長補佐 | 課長   | 課長   |      |
| 職員数      | 8人   | 9人   | 27人   | 38人         | 3人   | 8人   | 0人   | 93人  |
| 構成比      | 8.6% | 9.7% | 29.0% | 40.9%       | 3.2% | 8.6% | 0.0% | 100% |

鞍手町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

## ⑫職員の研修状況

職員の研修は、職員の公務能率の発揮と増進を目的に実施します。町では、「人材育成基本方針」に基づいて研修を実施し、職員の能力開発に努めています。令和元年度に実施された主な研修は、次のとおりです。

|       |  |
|-------|--|
| 職場内研修 | 人権問題研修、課題研修、人事評価研修、新規採用職員採用時研修   |
| 職場外研修 | 外部派遣研修（新規採用職員研修、新任係長研修、新任課長研修、階層別職員研修、OJT（一般職員向け）研修、法制執務研修等各種専門研修）、業務体験型派遣研修（福岡県市町村職員実務研修） |

## ⑬職員の福利厚生制度の状況

### ●職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、職員の健康管理状況を把握し、健康障害や疾病の早期発見のため、全職員を対象として定期健康診断を行っています。

定期健康診断の実施状況 (令和元年度決算)

|       |           |
|-------|-----------|
| 受診者数  | 133人      |
| 町費負担額 | 83万2,086円 |



### ●職員の福利厚生

地方公共団体は、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の健康維持や元気回復などの福利厚生計画を立て、実施しています。鞍手町では、社会保険制度として加入している福岡県市町村職員共済組合が、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市町村が分担して拠出した財源を使って主に次のような事業を行っています。

#### 福岡県市町村職員共済組合の福利厚生事業

| 主な事業   | 内容                        |
|--------|---------------------------|
| 短期給付事業 | 病院にかかったときの医療費などの保健給付、休業給付 |
| 長期給付事業 | 年金などの給付                   |
| 福祉事業   | 健康の維持・増進に関する保健事業          |

なお、これ以外にも、職員が納めた会費で運営されている鞍手町職員互助会が、各種厚生事業を行っています。

## ちょっと疑問



給与に関する  
2つの疑問に  
お答えします。

### Q 給料と給与、報酬はどう違うの？

**A** 給料とは、鞍手町の給与条例に規定している給料表に基づき支払われるものです。

給与とは、給料と諸手当を含めて支払われるものです。

また、報酬は議会議員や非常勤の特別職などに支払われるものをいいます。

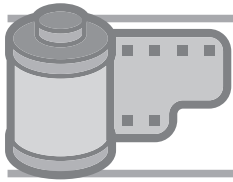
### Q ラスパイレス指数って何のこと？

**A** 地方公務員の給与水準を表す物差しです。

国家公務員の行政職の給料を100とした場合の値を算出することで、その地方自治体の給与の水準を図ることができます。

この指数は、自治体によって違いがあり、鞍手町の場合、一般行政職の職員のラスパイレス指数は94.6（令和2年4月1日現在）となっています。





## 笑顔と感謝を忘れずに

▶ 弥生老人会（若生会）が県知事表彰

老人クラブとしてその活動が特に優秀であり社会福祉の発展に寄与した功績を称え、弥生老人会（若生会）が表彰されました。

今回、表彰を受けた活動の1つ「高齢者相互支援活動」を中心的に行っている4人（左から松本八重子さん、西山堅さん、小田昭子さん、西山昭子さん）。一昔前までは、声掛け程度であったこの活動は、高齢化と共に生活支援と安否確認等が中心に。最近の3年間で、家の片づけや庭木伐採、区の広報を配布するときに独居者の安否確認を行うなど活動内容を拡大しました。

若生会の皆さんは、高齢者相互支援活動を通じた協力的体制づくりだけでなく、室内ペタンクを行うなどして健康づくりにも日々励んで活動を行っています。



## 音色でつながる異文化交流

▶ 西川小学校3年生に人権であい学習

2月2日、西川小学校3年生に人権であい学習が行われました。授業では、講師に福岡朝鮮歌舞団の金妙穂（キムミヨス）さん、金潤基（キムユンギ）さんを招き、朝鮮半島の伝統的な太鼓のチャンゴを体験しました。

講師から「まちがえても良いから、マスクの下では、笑顔で叩いてみましょう」とアドバイスをもらった子どもたち。最初は、チャンゴを叩いてリズムをとることに悪戦苦闘していましたが、講師のアドバイスのおりに終始笑顔で練習に取り組んでいました。授業の後半には、子どもたちの自信のついた演奏に講師の2人も嬉しそうな表情をしていました。

休み時間には講師の2人による朝鮮半島の伝統衣装・舞踊・唄を目の当たりにしてみんな釘づけになりました。子ども達は音楽を通して異文化を知る良いきっかけになったでしょう。



## 火災から町の宝を守る

▶ 文化財防火デーのお知らせ

毎年1月26日は「文化財防火デー」。昭和24年の同日に法隆寺の金堂が炎上したことから、この日を文化財防火デーと定め、全国的に文化財の防火運動が展開されています。鞍手町でも毎年場所を変えながら防火運動を実施しており、直鞍広域消防本部鞍手出張所による消火訓練が行われます。今年度は、新型コロナウイルス感染症の対策のため、実施を中止しましたが、日ごろから地域の文化財を見直し、貴重な歴史遺産を火災から守ることができるように、準備をしておきましょう。



## 町民の人権を守るために

▶ 人権擁護委員の委嘱

町の人権擁護委員に山田伸子さんが委嘱されました。任期は令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間です。

人権擁護委員は、地域住民で人格や見識が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人を町長が推薦し、法務大臣から委嘱されます。現在、町内では7人の人権擁護委員さんが日々活動をしています。新メンバーを加えて顔ぶれ新たに、7人の人権擁護活動が期待されます。



## すくすく日記

3月生まれ



### 樋口朔太郎くん

平成31年3月16日生まれ

さくちゃん2歳のお誕生日おめでとう！いつも元気で可愛いさくちゃん♡これからも笑顔を絶やさず元気に育ててね!! お姉ちゃんとも仲良くね☆ (父 侑志さん・母 ゆう紀さん・小牧)

### お待ちしています

広報「すくすく日記」のコーナーでは、発行月に誕生日を迎える満3歳までのちびっ子を募集しています。4月生まれは、3月10日（水）までに申し込んでください。申し込みや問い合わせは、役場政策推進課政策係 ☎42局2111番 (jouhou@town.kurate.lg.jp) まで。

PC・スマホからの申し込みは下記ページへ  
<https://www.town.kurate.lg.jp/syoukai/kouhou/sukusukunikki.html>





テーマ  
「認知症を予防する」

【さば缶トマト煮】

■材料（さば缶1個分～3人分）  
さば水煮缶（1缶）、玉ねぎ（60g）、  
オリーブ油（大さじ1/2）、塩（小  
さじ1/2）、カットトマト缶（200g）、  
コンソメ（1/2個）、ケチャップ（大  
さじ1）、こしょう（少々）、粉チー  
ズ（小さじ1）、パセリ（3g）



■作り方

- ① 玉ねぎは薄切りにする。パセリはみじん切りにする。
- ② フライパンにオリーブ油を熱し、玉ねぎをしんなりするま  
で炒め、塩、こしょうする。
- ③ トマト缶、さば缶を汁ごと、コンソメ、ケチャップを入れ、  
中火で10分程煮る。
- ④ 器に盛り、粉チーズとみじん切りパセリをかける。

【かぼちゃのカレー煮】

■材料（2人分）  
かぼちゃ（150g）、砂糖（小さ  
じ2）、塩（小さじ1/5）、カレー  
粉（小さじ2/3）、料理酒（小  
さじ2）、めんつゆ（3倍希釈）  
（大さじ1/2）、水（40cc）、バ  
ター（6g）



■作り方

- ① かぼちゃは種とワタ、皮のかたい部分を取り除き、一口  
大に切っておく。
- ② 耐熱ボウルにバター以外の材料を入れて混ぜ合わせる。  
かぼちゃは皮目を下にして、ふたをして600Wの電子  
レンジで3分加熱する。
- ③ 1度取り出して混ぜ合わせ、もう1度かぼちゃが柔らか  
くなるまで加熱する。熱いうちにバターを入れて軽く混  
ぜ合わせる。

認知症予防に効果的な食生活とは？

認知症を防ぐ食事とは特別なものではありません。生  
活習慣病を防ぐ栄養バランスの良い食事とされる主食・  
主菜・副菜がそろった食事を1日に3回、規則的にとる  
ことが基本です。

- 野菜や果物（ビタミンC、ビタミンE、β-カロテン  
は抗酸化作用があり、認知症の予防に役立つといわれ  
ています）
- 魚（青背の魚に含まれている不飽和脂肪酸のDHAや  
EPAは脳の神経伝達や血行を促す作用があります）

3月の行事カレンダー

| 日  | 曜日 | 行事内容  |
|----|----|---|
| 1  | 月  | 介護予防運動教室申込み開始（地域包括支援センター、6ページ参照）  |
| 2  | 火  |   |
| 3  | 水  |   |
| 4  | 木  | 補聴器相談（くらて病院：14時～16時30分、11ページ参照）   |
| 5  | 金  | 補聴器相談（役場：13時～14時、11ページ参照）   |
| 6  | 土  |   |
| 7  | 日  |   |
| 8  | 月  |   |
| 9  | 火  |   |
| 10 | 水  | 無料法律相談（電話相談：13時～16時、12ページ参照）  |
| 11 | 木  | 補聴器相談（役場：11時～12時、11ページ参照）   |
| 12 | 金  |   |
| 13 | 土  |   |
| 14 | 日  |   |
| 15 | 月  | 町確定申告会場期限（11ページ参照）  |
| 16 | 火  |   |
| 17 | 水  |   |
| 18 | 木  |   |
| 19 | 金  |   |
| 20 | 土  | 春分の日  |
| 21 | 日  |   |
| 22 | 月  |   |
| 23 | 火  | 補聴器相談（くらて病院：14時～16時30分、11ページ参照）   |
| 24 | 水  | 補聴器相談（役場：13時～14時、11ページ参照）<br>介護保険証交付（役場：8時30分～17時15分、15ページ参照）   |
| 25 | 木  | 国民健康保険税（第10期分）、<br>後期高齢者医療保険（第9期分）納期限（11ページ参照）<br>補聴器相談（くらて病院：14時～17時、11ページ参照）<br>介護保険証交付（役場：8時30分～19時、15ページ参照） |
| 26 | 金  |   |
| 27 | 土  |   |
| 28 | 日  |   |
| 29 | 月  |   |
| 30 | 火  |   |
| 31 | 水  | 鞍手町奨学金申込期限（15ページ参照）   |



●町の人口・1月の人の動き

|      |         |     |     |
|------|---------|-----|-----|
| ・人口  | 15,553人 | ・出生 | 4人  |
| ・男性  | 7,383人  | ・死亡 | 25人 |
| ・女性  | 8,170人  | ・転入 | 37人 |
| ・世帯数 | 7,450世帯 | ・転出 | 25人 |

（令和3年1月31日現在）

■鞍手町役場

〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地  
電話（0949）42局2111番／ファックス（0949）42局5693番

■鞍手町ホームページアドレス

パソコンから <https://www.town.kurate.lg.jp>  
携帯電話から <https://www.town.kurate.lg.jp/mobile>

■鞍手町フェイスブックアドレス

パソコン・携帯電話から <https://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

■鞍手町LINE @kurate